

平成十八年三月三十一日受領
答弁第一六四号

内閣衆質一六四第一六四号

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出懲戒処分を受けた外務省職員の人事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出懲戒処分を受けた外務省職員の人事に関する質問に対する答弁書

一について

外務省において確認できる範囲では、お尋ねの職員は延べ八人であり、停職一月間が一人、減給三月間（俸給の月額の十分の二）が一人、減給三月間（俸給の月額の十分の一）が一人、減給一月間（俸給の月額の十分の二）が一人、減給一月間（俸給の月額の十分の一）が二人及び戒告が二人である。

二及び三について

外務省において確認できる範囲では、一について述べた職員のうち、自動車を運転して起こした、人の死亡に係る交通事故を起こした者は一人であり、当該職員は、飲酒をした後、自動車を運転していた。

当該事故の発生日は平成四年九月二十七日であり、また、当該事故を事由とする処分の発令日は平成五年四月二十九日である。